

2015くらしのサポーター通信

プロ向けファンドの勧誘に御注意！

ハイライト:

□ 今月のテーマ

- ・プロ向けファンドの勧誘に御注意！
- ・健康被害発生後も継続利用を勧められる美容・健康商品等
- ・健康食品の電話勧誘に御注意！

□ お知らせ

□ くらしのコラム
誤解を招く表示～結果として騙された～

1 はじめに

投資をめぐるトラブルが後を絶ちません。ここ数年、ファンドへの出資をめぐるトラブルが増加していますが、その中でも、プロの投資家向けのファンドを、高齢者を中心とする投資経験の乏しい者に販売し、消費者が被害を受ける事例が顕著となっています。

国民生活センターによると、プロ向けファンドに関する相談は、平成21年から24年までの3年間で約10倍となるなど深刻化しています。

2 「プロ向けファンド」とは

金融商品取引法では、投資家からお金を集め、そのお金を元に投資や事業を行い、そこから生じる利益等を分配する、いわゆる「集団投資スキーム（ファンド）持ち分」を取り扱う業者に対して、「登録」を義務づけています。

ただし、一人以上の**プロ投資家**（証券会社や銀行、投資事業有限責任組合等の「適格機関投資家」）と49人以下の一般投資家を相手としてファンドの取得勧誘等を行う場合は、「適格機関投資家等特例業務（**プロ向けファンド業務**）」として、業者は金融庁への「**届出**」で業務を行うことができます。届出制の場合、業者は行政処分の対象となりません。

また、プロ向けファンドの取得勧誘を行う場合は、「適合性原則」「契約締結前・締結時交付書面の交付義務」「断定的判断の提供の禁止」「運用報告書の交付義務」などの行為規制がありません。

3 プロ向けファンド届出業者の2割に問題

金融庁は、プロ向けファンド届出業者の一覧をホームページ上で公表していますが、問題があると認められた届出業者については届出業者一覧から削除し、「問題があると認められた届出業者リスト」として公表しています。1月31日現在、届出業者は2,860業者、問題届出業者は695業者で、全届出業者のうち19.5%が問題届出業者となっています。

問題届出業者については、「プロ投資家からほとんど出資を受けず、詐欺的な勧誘により、高齢者や投資経験の乏しい一般投資家から多額の資金



を集める」「出資金が契約とは異なる投資、ファンドと無関係の経費、私費、他の顧客への配当等に流用される」「運営内容について、十分な情報提供が行われない」などの問題が報告されていて、高齢者や投資経験の乏しい一般投資家が被害にあっており、その被害回復は極めて困難です。一部の業者によって、不特定多数の一般投資家への勧誘を前提としたプロ向けファンドが組成され、高齢者を中心とする投資経験の乏しい者に対して不適切な勧誘が行われています。

4 相談事例

●認知症気味の高齢者にプロ向けファンドを勧める業者

軽い認知症がある母に女性から電話があり、資料を送ると言われた。封書が届いた後、業者が訪問し、「4か月に1回、年金のように配当金が受け取れる」「安心の3年満期定期タイプのファンド」「最低予定利回り4.8%」などと勧誘し、母はリスクについての説明を受けずに契約した。業者に解約を申し出たが、「期中では解約できない」と拒否された。

●判断力が不十分な高齢者に「必ずもうかる」といって勧誘する業者

半年前、高齢の母親が、「必ずもうかる」「年利16%の配当がつき、3年後に満期になる契約で、絶対に倒産することはない」と電話勧誘を受け、その後担当者の来訪を受けて契約し、1000万円出資した。毎月配当金が振り込まれていたが、先月末、業者の弁護士から債務整理を受任したとの通知が届き、業者が倒産したことが分かった。

●高齢者に執ような勧誘を行う業者

同窓の人だけに紹介していると、よく分からない金融商品を勧める電話があった。最初は断っていたが、その後4～5回電話があり、訪問を許してしまった。「これまで一度も元本を割ったことがないファンドで、来年に期日になる分が少しだけ残っている」としつこく勧められた。何度か断ったが、「定期預金は年利0.1%もありませんからね」という言葉に惑わされ、契約してしまった。金融庁にも届け出ているようだが信用できるか。

5 アドバイス

(1) 取引内容が理解できなければ契約しない

(2) 「必ずもうかる」「元本保証」などと勧誘してくる業者とは絶対に契約しない

(3) 金融庁に届け出ているからといって信用できる訳ではない

金融庁に届け出ているから、あるいはファンドにプロ投資家が出資しているからといって、業者やファンドに信用力がある訳ではありません。

(4) 「代わりに買って」「名義を貸して」「あなたの名前で買った」などと持ちかけてくる勧誘の電話はすぐに切る

(5) 少しでもおかしいと思ったら、すぐに家族や消費生活センター等に相談する

(6) 日頃からの高齢者への見守りが大切

トラブルにあっている人の多くが高齢者です。高齢者の消費者トラブルの未然防止のためには、家族や身近な人の見守りが不可欠です。

健康被害発生後も継続利用を勧められる 美容・健康商品等 消費者庁

「好転反応」等といわれても、健康被害が出たら利用を一旦中止しましょう！

健康食品、化粧品、健康器具、美容エステ等の、美容・健康等に関する機能性をうたった商品・サービスを利用した際に、場合によって、湿疹・かゆみといった皮膚障害、下痢・胃痛のような消化器障害、だるさや頭痛等の健康被害が発生することがあります。こうした症状が体に現れた際に、美容・健康商品等の利用を継続すると症状が大幅に悪化するおそれがあります。

一方で、事業者等が、「症状が発生するのは好転反応」、「今は毒素が抜けているところ」等と説明して、症状発生後も継続利用を勧めているケースがあります。

このような健康被害とその対処に関する相談が数多く寄せられており、そのうち消費者が実際に利用を継続して症状が持続・悪化したというケースも多く見受けられます。

消費者のみなさまへ

- (1) 新しく美容・健康商品等を利用する際は体調変化に注意し、健康被害が発生した場合は利用を一旦中止して、医師に相談しましょう。

新しく美容・健康商品等を利用した際に不快な症状が発生した場合、当該商品やサービスによる健康被害を疑いましょう。また、原因不明の症状が出た場合は、それら美容・健康商品等の利用を一旦中止して医師に相談しましょう。

- (2) 健康被害が出ている際は事業者等の「好転反応」、「毒素が出ている」等の説明をうのみにしない。

これらの説明を事業者等が行う場合は、利用を継続させるためのセールストークである場合もあります。症状が出ている際は事業者等の説明をうのみにしてはいけません。美容・健康商品等と関連のない身近な人、消費者センターや医師に早めに相談しましょう。

健康食品の電話勧誘に御注意！

健康食品に関する相談件数は今年度（4月～1月）は62件と、前年同期（170件）に比べると減少していますが、80歳以上の年代からの相談では1位になるなど、コンスタントに相談が寄せられています。

●認知症気味の母に健康食品の購入を勧める電話が何度かかかってきた。母は娘に相談すると業者に伝えたようだが、業者は健康食品を送り付けてきた。クーリングオフできるか。

●電話勧誘で健康食品の無料試供品を送ると電話があり承諾した。飲んでみたが効果がないようなので購入するつもりはないが、業者からしつこく勧誘の電話がかかってくる。

電話勧誘販売で購入した場合、法定書面の受領日から8日以内はクーリングオフができますが、興味がなければ「いりません」と言って、きっぱり断りましょう。

徳島県消費者情報センター

〒770-0851

徳島市徳島町城内2番地1

とくぎんトモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファクシミリ 088-623-0174

電子メール

t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

くらしのサポーター通信はこちら

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/supporthp/>



徳島県マスコットキャラクター
すだちくん

お知らせ

くらしのサポーター活動の思い出



くらしのサポーター・
消費生活コーディネーター
交流会



くらしのサポーター研修会



くらしのサポーター功労者表彰式



消費者問題県民大会

くらしのコラム

誤解を招く表示 ～結果として騙された～

県外の観光客に徳島ならではの心尽くし、お接待、の心は喜ばれたり、感謝されたり、さすが徳島県と自慢できる文化である。とは言っても、不愉快な思いをさせることもあるようだ。

数年前からガソリンスタンドの进店時に見える料金と出る時の料金看板が微妙に異なっている。〇〇円と大きく書き、かなり小さい字で「会員価格」「〇×カード会員」などの記載である。

県内のドライバーは手の内を知っているので、今さら騙されることはない。ただ、県外の観光客が走る車窓から眺めれば、进店時の看板しか見ないのだ。店を出る時はどんな感想を抱くだろう。

消費者運動の人たちも笑っておれなく、力量が問われている。

くらしのサポーター 三原茂雄



くらしのサポーター担当者より

皆様には、くらしのサポーターとして御活動いただき、感謝申し上げます。

さて、くらしのサポーター活動手帳の提出等について、お願いいたします。

1 くらしのサポーター活動手帳を4月16日（木）までに御提出ください。

2 次年度継続のお願い

くらしのサポーター活動手帳23ページへの御記入をお願いします。